

こんにちは。ゆい人権推進委員会の奥山です。

この度法人の人権擁護・第三者評価検討委員会主催「虐待防止・権利擁護リモート研修」に参加させていただきましたので、その中から「福祉サービス第三者評価」についてこの場をお借りして紹介させていただきます。

はるにれの里も 2020 年にこの福祉サービス第三者評価を受けています。

### 第三者評価とは？

社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価するものです。



### 第三者評価の目的は？

- ・ 支援の質の向上
- ・ 自己評価により日頃の業務、支援の見直しに繋がる
- ・ 職員間での共通理解や権利擁護の視点の醸成、人材育成・定着に繋がる

など様々な目的があります



### Q4 どんなことを評価するのですか？

事業者の経営理念、サービス提供の方針及び質の向上、職員の育成、地域との交流などの全てのサービスに共通する項目や、食事の提供、健康管理、個別性の尊重など具体的なサービス場面についての内容(国が定めたガイドラインに基づいて作られた共通評価項目と、サービスの種類によって異なる個別評価項目)を評価します。

### 第三者評価を受けると、このような効果が期待できます

第三者評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲が向上するとともに、課題の共有が図られます。

- サービスの質について、具体的な改善すべき事項が明確になります。
- サービスの質の向上のための具体的な目標設定ができます。
- 利用者や地域からの信頼の向上につながります。

